

# 第1 2次労働災害防止推進計画

滋賀県内の労働災害を少しでも減らし、死亡災害  
を絶滅し、健康に働くことができる社会の実現

平成25年3月

滋賀労働局

## 〈目 次〉

1	計画の趣旨	1
2	計画の目標	1
3	現状と課題	1
	(1) 前計画の目標達成の状況	
	(2) 業種ごとの労働災害の状況	
	(3) 労働者の健康を巡る状況	
4	重点対策	5
5	重点対策ごとの具体的取組	5
	(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	5
	(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体の連携・協働による取組	8
	(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	8

### 資料

図 1.	1 1 次防期間中の死亡者数
図 2.	1 1 次防期間中の死傷者数
図 3.	業種別死傷者数の推移（平成 14 年～23 年）
図 4.	業種別 20 年間の死傷者数の増減状況
表 1.	年別・業種別労働災害発生状況（平成 20 年～24 年）
表 2.	製造業における死亡災害の概要（平成 20 年～24 年）
表 3.	建設業における死亡災害の概要（平成 20 年～24 年）
表 4.	製造業、建設業以外の死亡災害の概要（平成 20 年～24 年）
表 5.	道路貨物運送業における災害発生状況（平成 20 年～23 年）
表 6.	商業における事故の型別災害発生状況（平成 20 年～23 年）
表 7.	商業の業態別災害発生状況（平成 20 年～23 年）
表 8.	商業における年代別・男女別災害発生状況（平成 20 年～23 年）
表 9.	社会福祉施設における事故の型別災害発生状況（平成 20 年～23 年）
図 5.	社会福祉施設における年齢・経験年数別災害発生状況（平成 23・24 年）
表 10.	接客娯楽業における事故の型別災害発生状況（平成 20 年～23 年）
表 11.	接客娯楽業の業態別災害発生状況（平成 20 年～23 年）
図 6.	定期健康診断における有所見率の推移（%）
表 12.	業務上疾病発生状況（平成 19 年～23 年）
図 7.	腰痛発生状況（平成 20 年～23 年）
表 13.	熱中症発生状況（平成 20 年～24 年）

# 第12次労働災害防止推進計画

滋賀労働局

## 1 計画の趣旨

滋賀県内の労働災害は、昭和30年代から50年代の高度経済成長期には、年間の死亡者が70人を超え、休業4日以上之死傷者も3,000人を超える時期があった。人の生命と健康はかけがいのないものであり、働く場において生命が脅かされたり、健康を損なわれたりすることは、本来あってはならない。

このため、労働安全衛生法第6条に基づき国が策定する「労働災害防止計画」を受けて、滋賀労働局においても、11次にわたって労働災害防止推進計画を策定し、対策に取り組んできた。その結果、労働災害は大幅に減少してきたが、今なお毎年1,300人を超える労働者が休業4日以上之災害に遭い、仕事中に亡くなる労働者も10人を超えている。また、メンタルヘルス不調に陥る労働者が増加し、過重労働による脳・心臓疾患等も発生している。

今般、厚生労働省が策定した第12次之労働災害防止計画（以下「国計画」という。）を受け、滋賀県内の労働災害を少しでも減らし、死亡災害を絶滅し、健康に働くことができる社会の実現を目指して、平成25年度を初年度として、5年間にわたり滋賀労働局が重点的に取り組む事項を定めた計画を策定し、この計画に基づいて対策を推進する。

## 2 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現に向け、計画期間中に次の目標を達成することを目指す。

（1）死亡災害の絶滅を目指して、労働災害による年間の死亡者数を9人以下とする

（2）平成29年までに年間の休業4日以上之死傷者数を1,250人以下とする  
なお、計画の目標は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）の目標である、平成20年と比較して平成32年までに「労働災害発生件数の3割減」を踏まえたものである。

（平成20年 死亡者数14人、死傷者数1,634人

平成32年目標 死亡者数9人以下、死傷者数1,143人以下）

また、計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

## 3 現状と課題

（1）前計画の目標達成の状況

ア 死亡者数

第11次労働災害防止推進計画の目標は、平成19年と比べて20%以上の削減で、12人以下であり、平成21年に18人と増加したものの、平成22年11人、平成23年10人、平成24年11人と目標を達成した。(図1参照)

しかし、製造業、建設業の二業種でほぼ半数を占める状況が続いており、挟まれ・巻き込まれや墜落・転落災害等重篤な災害のリスクが依然として高い状況が続いていると考えられる。

#### イ 休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）

同じく目標は、15%以上の削減であり、1,299人以下であったが、平成20年に6.9%増加したものの、平成21年には対前年比20.4%減の1,300人と、目標に近づいた。しかし、平成21年を底として、その後増加に転じ、目標は達成できなかった。(図2参照)

これは、平成20年秋のいわゆるリーマンショックにより経済活動が停滞し、労働災害も減少したと考えられるが、併せて厳しいコスト競争、人員合理化が現場での安全衛生活動に影響を及ぼし、その後の緩やかな景気回復期に労働災害が思うように減少しなくなったこと、及び、就労構造の変化による第三次産業での労働災害の増加が原因であると思われる。(図3、図4参照)

#### ウ 定期健康診断の有所見率（図6参照）

定期健康診断の有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少させることを目標としていたが、平成19年の46.1%から年々増加し、平成23年は49.9%となり目標は達成できなかった。

これは、労働者の高齢化による基礎疾患の増加及び健康診断の精度向上によるものと考えられ、対策と結果が直接結びつくものではないが、半数の労働者が何らかの所見を有するという状況はただしく認識する必要がある。

### (2) 業種ごとの労働災害の状況

#### ア 製造業（表1、表2参照）

死傷者数は、平成19年と比べて、平成20年に一旦増加したものの、その後、大きく減少し、平成23年は26.7%減少している。しかし、食料品製造業、印刷製本業については、ほぼ毎年平成19年の件数を上回っている。これは、中小零細規模の事業場が多く、リスクアセスメント等安全管理活動が不十分であることが原因であると考えられる。

死亡者数は、平成20年から24年の5年間に15人(年平均3人)であり、事故の型としては挟まれ・巻き込まれが8人(53.3%)で最多となっており、機械設備の本質安全化、非常時作業時の安全対策が不十分であることが考えられる。署別にみると、大津署3人、彦根署5人、東近江署7人となっており、製造業比率の高い東近江署での発生が多い。

#### イ 建設業（表1、表3参照）

死傷者数は、平成19年と比べて、平成20年に一旦増加したものの、その後、大きく減少し、平成23年は24.3%減少している。

死亡者数は、平成20年から24年の5年間に19人（年平均3.8人）であり、事故の型としては墜落・転落が7人（36.8%）で最多となっているが、建設物等の解体、改修時における死亡者が7人であり、今後、高度成長期に建造された設備の改修、解体が増加することが見込まれるため、リスクの増加が懸念される。また、熱中症により3人が死亡している。署別にみると、大津署8人、彦根署2人、東近江署9人となっており、工事量に関連があると考えられる。

#### ウ 道路貨物運送業（表1、表5参照）

平成19年と比べて、減少はしているものの、ほぼ横ばいである。事故の類型としては、運転手が荷主先等構内で荷に対する作業中に墜落・転落する災害が最多であり、交通事故は1割にも満たない。

#### エ 第三次産業等

##### （ア）農林業（表1参照）

災害件数自体は少ないものの、平成19年と比べて増加傾向が続いている。雇用の受け皿としての新規就労者の増加と安全教育の不十分さが原因であると考えられる。

##### （イ）水産畜産業（表1参照）

年間100人近くの死傷者数があり、増減を繰り返しているが、大半は競走馬の飼育・調教施設に関するものであり、永年、効果的な安全対策は見出せていない。

##### （ウ）商業（表1、表6、表7、表8参照）

ほぼ横ばいであり、減少の兆しがみられない。事故の型としては、転倒、交通事故、無理な動作の順であり、被災者の年齢・性別的には、30歳代の男性、40歳以上の女性が多く、特に50歳代の女性の比率が一番高い。また、ショッピングセンター、食品スーパー、新聞販売業での災害が多い。

##### （エ）社会福祉施設（表1、表9、図5参照）

平成19年と比べて毎年上回っており、高止まりの状況である。事故の型としては、無理な動作と転倒で4分の3近くを占めており、介護の際の腰痛、施設内の転倒防止対策が課題である。また、経験年数の浅い労働者の災害が多く、安全衛生教育の不備も考えられる。

##### （オ）清掃業（表1参照）

増減を繰り返し、減少傾向が見られない。主に、ビルメンテナンス業と産業廃棄物処理業であり、危険有害業務であるにもかかわらず安全衛生管理が不十分である。ビルメンテナンス業については、労災保険の収支率改善のための業界としての取組があるが、産業廃棄物処理業については団体としての取り組みは把握していない。

### (カ) 接客娯楽業（表1、表10、表11参照）

年間100人近い死傷者数があるが、対象事業場が多く、業界としての安全衛生意識も希薄である。事故の型としては、転倒、無理な動作、切れ・こすれが多く、作業床面や食品加工用機械を起因とする災害が考えられ、整理整頓や安全教育の不十分さが考えられる。また、ゴルフ場における災害も毎年30件程度発生している。

## (3) 労働者の健康を巡る状況

### ア メンタルヘルス

平成22年に労働者100人以上の事業場に対して自主点検を行ったところ、メンタルヘルス不調者のいる事業場の割合は66.5%に達し、平成24年に労働者50人以上100人未満の事業場の同様の自主点検を行ったところ、メンタルヘルス不調者のいる事業場の割合は41.0%であった。精神障害による労災保険への請求件数は年間10~16件に上っている。

平成23年に労働者30人以上の事業場に対して行った安全衛生管理自主点検において、心の健康づくりのための指針により管理を行っている事業場の割合は58%であった。

### イ 過重労働

労働時間分布の二極化やコスト削減、人員合理化により、一部の労働者に長時間労働が強いられる状況が続いている。また、脳・心臓疾患にかかる労災保険への請求件数は、減少しつつあるものの、平成23年度は7件あった。

### ウ 業務上疾病（表12参照）

業務上疾病の発生は増減を繰り返し、平成23年は124件であったが、その内、腰痛が79件（63.7%）を占め、じん肺は2件、振動障害は3件であった。

#### (ア) 腰痛（図7参照）

腰痛は、増減を繰り返しているが、年間80件程度発生し、その内半数は、商業と社会福祉施設で発生している。

#### (イ) 熱中症（表13参照）

熱中症による死傷者数は、平成23年は12人であり、建設業で5人（41.7%）発生したが、平成24年は2人で、製造業、建設業では発生していない。死亡者については、平成20年から24年の間に3人であり、死傷者に占める死亡者の割合が高く、全て建設業で発生している。

### エ 化学物質

平成24年に顕在化した印刷業における胆管がん問題に関し、県内の印刷事業場全数を調査したところ、小規模事業場においては、有機溶剤等の取扱についての法令違反が依然多数存在することが判明した。

#### 4 重点対策

国計画で述べられた社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえ、滋賀県の実情を加味し、次の項目を重点とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

#### 5 重点対策ごとの具体的取組

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

製造業の比率が高い滋賀県においても、第三次産業の労働災害の全体に占める割合が増加し、メンタルヘルス対策など新たな課題が重要となってきており、今後5年間に、以下に掲げる対策に重点的に取り組む。

##### ア 重点とする業種対策

- (ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

##### (目標)

労働災害による休業4日以上死傷者について、平成29年までに

- ・ 商業：162人以下（約20%の減少）
- ・ 社会福祉施設：78人以下（約10%の減少）
- ・ 接客娯楽業：88人以下（約20%の減少）
- ・ 清掃業：56人以下（約20%の減少）
- ・ 道路貨物運送業：134人以下（約15%の減少）

とする。

\* ( ) 内は、平成24年の推計値に比しての削減率を示す。

- ① 第三次産業（特に商業、社会福祉施設、接客娯楽業、清掃業）対策

労働災害件数を減少させるために、商業、社会福祉施設、接客娯楽業、清掃業を重点業種とし、転倒災害、腰痛の防止を重点として、次の事項を中心に、集中的取組を行うが、対象事業場が多いため、効率的な指導を意識し、企業系列や業界団体等を有効に活用する。

- ・ 法規制に準じた安全衛生管理体制の構築と安全意識の向上
- ・ 雇入れ時教育の確実な実施と教育資料の整備
- ・ 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の定着
- ・ モデル的取組の収集と活用

- ② 道路貨物運送業対策

荷役作業での労働災害防止を重点とし、陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀支部、滋賀運輸支局と連携して「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知・普及を図る。また、荷主等の理解を高め、荷主等が実施すべき措置の実施を促進する。

## (イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

### (目標)

#### 労働災害による年間の死亡者について

- ・製造業では1人以下とする。
- ・建設業では3人以下とする。

### ① 製造業対策

挟まれ・巻き込まれ災害の防止を重点とし、機械の本質安全化と非定常作業時の安全確保対策を中心に、リスクアセスメントの定着を図り、年間の死亡者数が1人以下となることを目指す。

また、重篤度の高い災害は少ないものの、食料品製造業、印刷・製本業等災害多発傾向が続く業種に対して、手法を工夫して、安全管理活動の底上げを図る。

### ② 建設業対策

建設業労働災害防止協会滋賀県支部や業界団体等と連携し、足場だけでなく、作業床の端、はしご・脚立等からの墜落・転落災害の防止を重点とするとともに、建物の改修や解体工事の際の安全対策の徹底も図ることにより、年間の死亡者数が3人以下となることを目指す。

また、解体工事等におけるアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するため、引き続き県や市町と連携するとともに、関係業界団体への指導を行う。

## イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

### (目標)

- ・平成29年までに、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者30人以上の事業場の割合を80%以上とする。
- ・熱中症による労働災害の死亡者をゼロとする。

### ① メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調を予防する観点から、職場環境の改善・快適化及び相談体制整備の必要性を周知啓発し、管理監督者の適切な対応が重要であることから、災害防止団体等と連携し、教育研修、資料提供等を継続的に行うとともに、事業者の取組を支援するメンタルヘルス対策支援センターの活用を広く周知する。これにより、平成29年までに、労働者30人以上の事業場で何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる割合を80%以上となることを目指す。

また、労働者自身のセルフチェックに資するため、ポータルサイト「こころの耳」の周知を図る。

### ② 過重労働対策

時間外労働の削減及び労働時間の的確な把握・管理を引き続き指導する

とともに、健康診断実施後の措置等が確実に行われるよう健康管理の徹底を図る。

**③ 化学物質による健康障害防止対策**

使用事業場の把握を確実にいき、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を確認し、法令に定める対策の履行を図る。新たに規制を行うこととなった化学物質については、速やかに周知を行う。

**④ 腰痛対策**

社会福祉施設、商業、道路貨物運送業を重点として、雇入れ時の教育に腰痛予防対策を盛り込むこと及び腰痛の発生要因のリスクを低減するよう指導する。

社会福祉施設については、県や市町と連携し、介護事業者への研修会等を活用して、職場における腰痛予防対策指針の徹底を継続的に指導する。

**⑤ 熱中症対策**

製造業及び屋外作業型業種を重点として、気象状況に応じて予防対策を啓発し、早期措置の必要性を周知することにより重症化を防ぎ、熱中症による死亡者をゼロとする。

**⑥ 受動喫煙防止対策**

滋賀県たばこ対策推進会議と連携し、受動喫煙の健康への有害性に関する理解を広め、職場における受動喫煙防止対策の必要性を指導する。特に、接客娯楽業における受動喫煙防止対策の必要性を啓発する。

**ウ 業種横断的な取組**

**① リスクアセスメントの普及促進**

労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用し、中小規模事業場に対するリスクアセスメントの導入を促進するとともに、研修等を通じて事業場での活動促進、定着を図る。また、労働衛生分野におけるリスクアセスメントの実施を促進する。さらに、リスクアセスメントへの取組が進んでいる事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

**② 非正規労働者対策**

事業場に対する指導の際には、就労形態の正確な把握に努め、それぞれの就労形態に応じた責任の所在を明確にした上で、必要に応じて発注者、元請、派遣先事業場への指導を行う。

**③ 高齢労働者対策**

高齢者雇用の進展等に伴い、高齢労働者数が増加することから、身体機能の低下に伴う労働災害を防止するため、職場環境の改善や運動機能の低下を防止する対策の必要性を指導するとともに、好事例を収集し活用を図る。

## (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

### ア 専門家と労働災害防止団体の活用

労働安全・衛生コンサルタント等安全衛生分野の専門家の資質と社会的認知度の向上を図り、専門的、技術的な業務に活用され、事業場の安全衛生水準が向上することを目指す。また、労働災害防止団体の活動を積極的に支援するとともに、緊密な連携により、行政の取組との相乗効果が発揮されるよう努める。

### イ 業界団体との連携による実効性の確保

主たる業界団体との関係づくりに努め、業界として安全衛生意識を高揚するよう働きかける。また、業界ごとの実情の把握に努め、実態に即した資料を提供するとともに、対策の進め方の協議を行い、自主的な活動への支援を行う。

### ウ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

滋賀産業保健推進連絡事務所、メンタルヘルス対策支援センター及び滋賀県地域産業保健センター等安全衛生管理に関する専門機関・団体の活動を支援するとともに、有機的な連携が図られるよう連絡調整を行い、小規模事業場の健康確保とメンタルヘルス対策の促進並びに安全衛生水準の向上を図る。

## (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

### ア 事業場トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

事業場の安全衛生対策を進めるには、事業場トップの強い意識が重要であり、局署の幹部は、事業場トップが率先して安全衛生活動に取り組むよう、機会あるごとに働きかけるとともに、事業場の安全意識の高揚が図られるよう様々な手法を工夫して啓発を行う。

### イ 労働環境水準の高い業界・事業場の積極的公表

安全プロジェクト等事業場の安全衛生管理活動を積極的に社会に発信するよう指導するとともに、無災害表彰や優良事業場表彰を受けた事業場を積極的に公表することによって、労働者の安全と健康を守る取組みに熱心な事業場が社会的に評価される機運を醸成する。

### ウ 労働災害防止に向けた県民全体の安全・健康意識の高揚

公益社団法人滋賀労働基準協会等労働災害防止団体等と連携し、滋賀地方安全衛生大会、滋賀県産業安全の日の活性化を図るとともに、滋賀県の関係部署との協働を図るなかで、積極的に安全衛生施策をアピールし、県民の安全・健康意識の高揚を図る。

### エ 積極的な広報活動の推進

安全・健康に関する県民の意識を高めるためには、行政の取組や成果を広く、分かりやすく公表することが重要であり、そのために広報活動を積極的に行う。また、広報資料については、マスコミに取り上げられるよう、分かりやすく、簡潔な内容となるよう創意工夫するとともに、必要に応じて記者等への説明の機会を設けることを検討する。

資 料

図 1. 11次防期間中の死亡者数

目標は平成19年の20%以上の減少（12名以下）

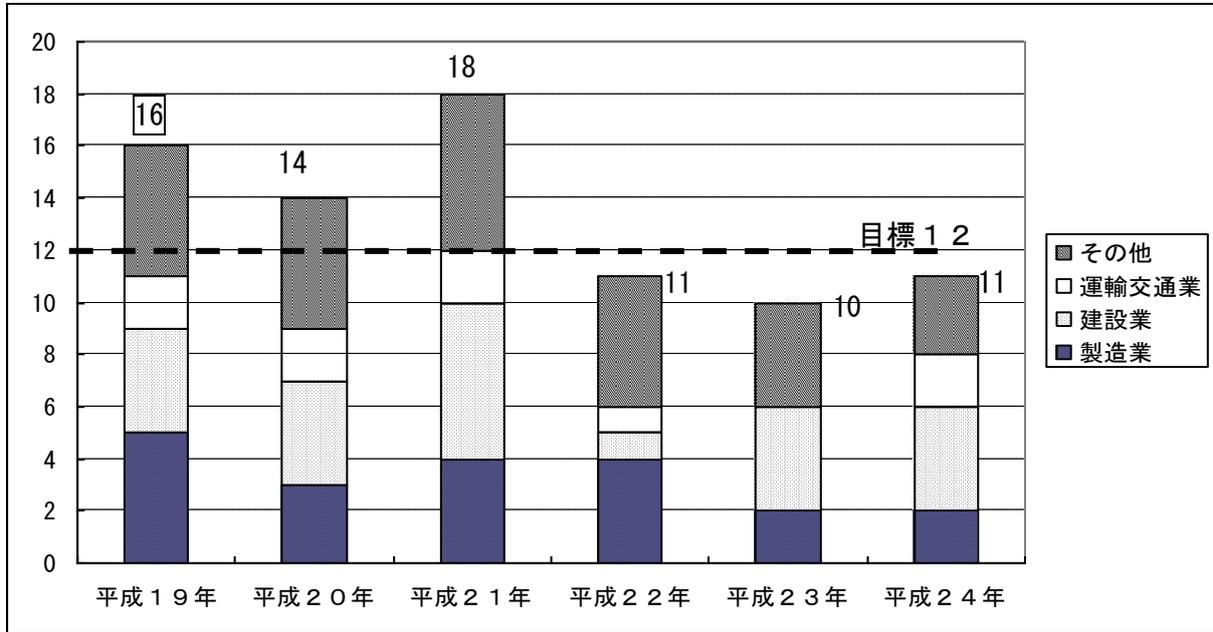
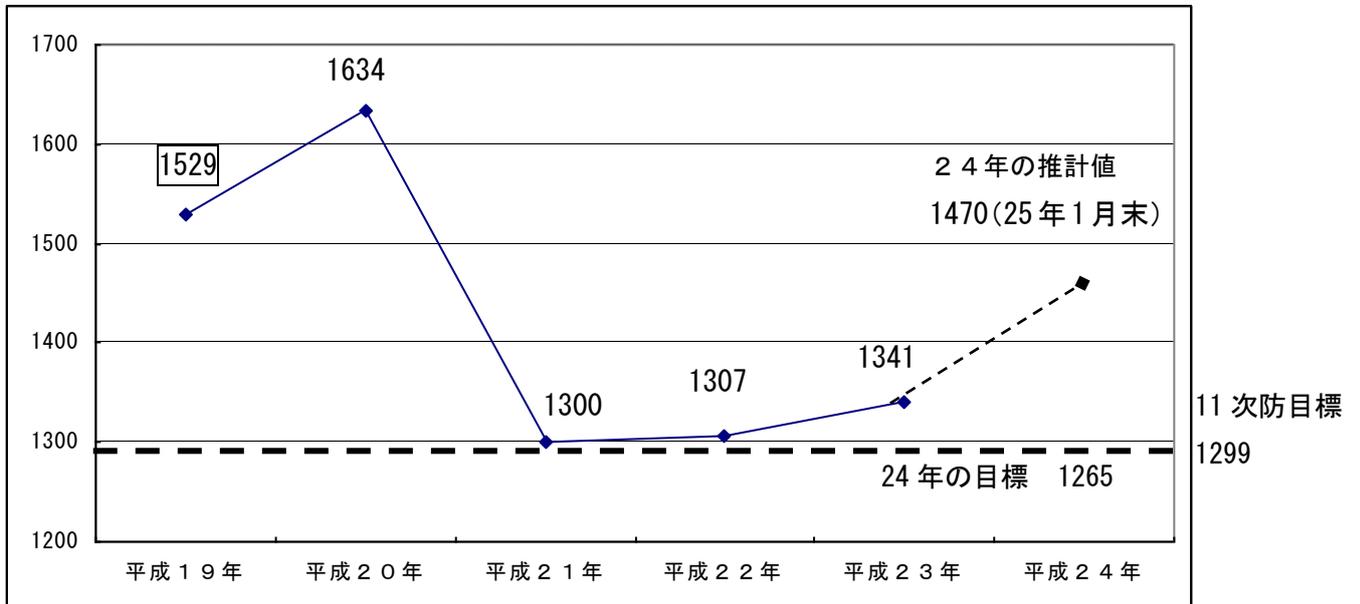


図 2. 11次防期間中の死傷者数（休業4日以上：以下の図表も同じ）

目標は平成19年の15%以上の減少（1299名以下）



\* 11次防の目標は1,299名以下であるが、平成24年の目標は、下記の本省指示により1,265名以下とした。

- ・ 11次の目標を達成すること → 1,299
- ・ 23年と比較して5%以上の減少となること → 1,265  
(平成24年2月時点の平成23年推計値1,331名の5%減)

図3. 業種別死傷者数の推移（平成14年～23年）

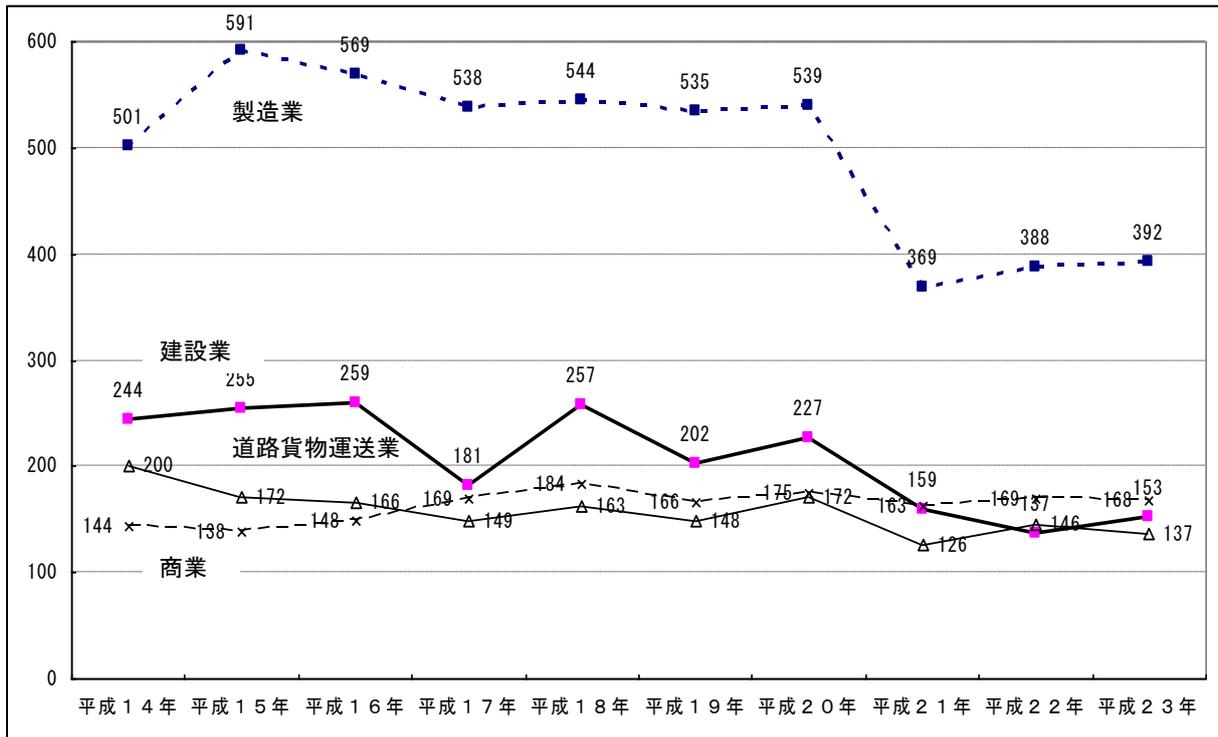
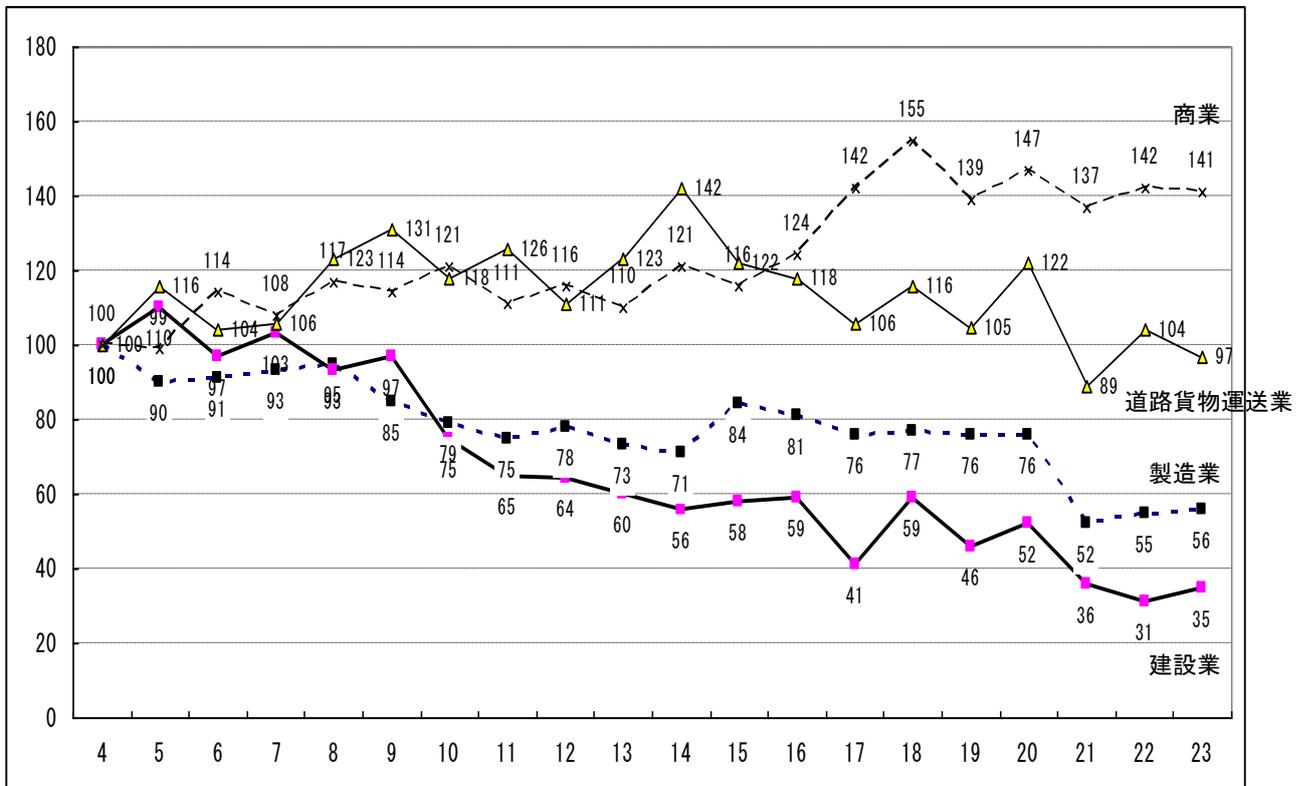


図4. 業種別20年間の死傷者数の増減状況



\*平成4年の死傷者数を100とし、各年の死傷者数を指数化したもの。

表1. 年別・業種別労働災害発生状況（平成20年～24年）

業種		年	19	20	21	22	23	24
製造業	食料品製造業		59	69	58	64	68	73
	繊維工業		16	19	<b>10</b>	<b>11</b>	14	14
	衣服その他繊維製品製造業		11	10	5	4	3	4
	木材木製品製造業		23	24	<b>17</b>	<b>13</b>	<b>17</b>	<b>12</b>
	家具装備品製造業		9	<b>7</b>	<b>5</b>	8	<b>4</b>	11
	紙加工品製造業		23	<b>17</b>	20	<b>17</b>	<b>13</b>	<b>11</b>
	印刷製本業		5	7	17	10	9	11
	化学工業		57	77	50	<b>47</b>	49	<b>45</b>
	窯業土石製品製造業		50	57	<b>23</b>	<b>40</b>	<b>29</b>	<b>39</b>
	鉄鋼業		19	<b>9</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>5</b>
	非鉄金属製造業		11	21	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>9</b>	14
	金属製品製造業		85	76	<b>57</b>	<b>55</b>	<b>50</b>	<b>59</b>
	一般機械器具製造業		54	<b>44</b>	<b>28</b>	<b>31</b>	46	<b>25</b>
	電気機械器具製造業		49	51	<b>24</b>	<b>36</b>	<b>36</b>	<b>23</b>
	輸送用機械器具製造業		22	24	19	<b>2</b>	<b>16</b>	25
	電気ガス水道業		1	<b>0</b>	<b>0</b>	1	1	1
	その他の製造業 (製造業計)		41 535	<b>27</b> 539	<b>25</b> <b>369</b>	<b>22</b> <b>388</b>	<b>17</b> <b>392</b>	<b>28</b> <b>393</b>
	鉱業		2	<b>1</b>	2	3	3	<b>1</b>
建設業	土木工事業		40	61	41	<b>27</b>	<b>27</b>	35
	建築工事業		124	119	<b>81</b>	<b>73</b>	<b>94</b>	<b>88</b>
	内木造家屋建築工事業		53	48	<b>26</b>	<b>20</b>	<b>32</b>	<b>29</b>
	その他の建設業		38	47	37	37	<b>32</b>	37
	(建設業計)		202	227	<b>159</b>	<b>137</b>	<b>153</b>	<b>159</b>
運輸業	道路旅客運送業		12	11	12	19	33	23
	道路貨物運送業		148	172	126	146	137	158
	(運輸交通業計)		160	183	138	165	170	181
貨物取扱業		9	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	8	<b>5</b>	
農業		2	10	6	8	<b>1</b>	10	
林業		12	23	36	41	28	21	
水産畜産業		103	102	<b>83</b>	<b>84</b>	<b>76</b>	109	
その他の事業		504	543	505	477	510	589	
内社会福祉施設		56	98	66	67	86	90	
内清掃業		53	57	57	48	<b>37</b>	70	
内商業		166	175	163	169	168	203	
内接客娯楽業		101	97	96	92	108	110	
合計		1,529	1,634	1,300	1,307	1,341	1,470	

- ・労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数の件数。以下の図表も同じ
- ・平成19年に比べて、 増加している **太字ゴシック** 15%以上減少していることを表す
- ・平成24年の値は、平成25年1月末現在での年間推計値

表2. 製造業における死亡災害の概要（平成20～24年）

年	番号	管轄	業種	発生日 曜日・時間	事故 の型	職種 性別・年齢	発生状況
20	1	東近江	1-8	1月29日 (火)9:40	墜 落・転 落	製造工 男 64	工場の天井蛍光灯の移設作業を行っていたところ、移動はしごから3.5m下に墜落した。
	2	東近江	1-9	10月25日 (土)14:30	挟ま れ	窯業原料工 男 52	コンクリートの原料を混合するミキサー内部で、底板の張替作業を行っていたところ、ミキサーの電源が入り、羽根に巻き込まれた。
	3	彦根	1-12	11月3日 (月)10:15	倒壊・ 崩壊	技能職 男 63	設備の解体作業において、解体途中の鉄骨部材が倒れ、下敷きになった。
21	1	東近江	1-12	1月13日 (火)13:30	飛 来・落 下	製造工 女 58	フォークリフトで運搬中の製品が、積み上げてあった鋼管の束に接触し、鋼管の束が落下して被災者に激突した。
	2	彦根	1-13	2月11日 (水)8:50	挟ま れ	旋盤工 男 64	汎用旋盤にて機械部品のやすりかけ作業中、作業服の一部が回転軸に巻き込まれ、胸部等を強打した。
	3	大津	1-10	4月10日 (金)8:00	飛 来・落 下	鍛造工 男 46	フォークリフトのマニプレーター油圧系統の交換中、マニプレーターが落下し、下敷きになった。
	4	彦根	1-7	10月13日 (火)18:50	挟ま れ	技能職 男 37	印刷機において、新しい紙を送給する作業を行っていたところ、ガイドバーとロールとの間に挟まれた。
22	1	東近江	1-9	6月4日 (金)17:00	交通 事故	運転者 男 66	10tダンプカーを運転し、鉱山から事業場へ原料を運搬中、ダンプカーが横転し、胸部を強打した。
	2	東近江	1-15	6月7日 (月)8:50	飛 来・落 下	製造工 男 51	鍛造プレス機のハートプレートの交換作業中、プレス内で仰向けにボルトを外していたところ、プレートが落下して挟まれた。
	3	大津	1-9	7月17日 (土)12:55	挟ま れ	製造工 男 49	ベルトコンベアの下部ローラーに付着した泥を取り除こうとしたところ、ローラー部に上半身を巻き込まれた。
	4	東近江	1-13	10月2日 (土)14:20	挟ま れ	組立工 男 46	熱処理炉の組立作業中、走行してきたクレーンと組立中の熱処理炉の配管との間に挟まれた。
23	1	大津	1-10	7月9日 (土)16:15	爆発	管理者 男 55	金属屑の中に混入していた密閉容器をガス溶断していたところ、容器が爆発し、破片が当たった。
	2	彦根	1-2	12月19日 (月)11:00	挟ま れ	作業員 女 18	製紐機で組紐の製造を行っていたところ、動力伝達シャフトに頭髪を巻き込まれた。
24	1	彦根	1-8	2月23日 (木)14:10	挟ま れ	技術者 男 59	薬品自動計量器内の反転装置の不具合を整備していたところ、装置が動き出し支柱との間に挟まれた。
	2	東近江	1-2	3月19日 (月)9:20	挟ま れ	機械オペレータ 女 56	カーペット製造装置の運転及び検査業務を行っていたところ、送給ロールに巻き込まれた。

表3. 建設業における死亡災害の概要（平成20～24年）

年	番号	管轄	業種	発生日日 曜日・時間	事故の 型	職種 性別・年齢	発生状況
20	1	大津	3-2	1月20日 (火)6:30	墜落・ 転落	タイル張工 男 44	高さ 30m を超える外部足場上にて外壁のタイル補修工事中墜落した。
	2	東近江	3-1	7月24日 (木)17:10	熱中症	技能職 男 37	住宅解体工事において、熱中症で死亡した。
	3	東近江	3-1	10月24日 (金)16:00	飛来・ 落下	土工 男 23	コンクリートの入ったホッパーをドラッグショベルを用いて吊り上げ、ピット内に降ろしていたところ、ワイヤーロープが切断し、落下したホッパーが被災者の頭部に当たった。
	4	東近江	3-2	11月3日 (月)15:20	墜落・ 転落	清掃員 男 65	建築物の改修工事において、窓に張られたフィルムを手でつかみ引き剥がそうとしたところ、フィルムが切れ、後方に倒れ、手すり足場板の間から墜落した。
21	1	大津	3-1	7月6日 (月)10:53	激突さ れ	技能職 男 38	橋梁建設工事において、油圧ジャッキでワイヤーを緊張させていたところ、土台の一部が破損し、ジャッキが激突した。
	2	大津	3-2	8月4日 (火)10:50	墜落・ 転落	とび工 男 39	マンション外壁改修工事において、足場解体作業中に、マンション 13 階部分(高さ 35.3m)の足場上から墜落した。
	3	東近江	3-2	8月8日 (土)12:05	熱中症	鉄筋工 男 32	屋根スラブ上での配筋作業において、午前中の作業を終え、屋根から降りたところ熱中症で倒れた。
	4	大津	3-1	9月14日 (月)14:15	倒壊・ 崩壊	土工 男 63	コンクリート製の出入口を鉄板で塞ぐ作業を行っていたところ、支えていた木材が外れた為に鉄板が倒れ、挟まれた。
	5	東近江	3-3	10月10日 (土)14:40	火災	ダクト工 男 22	溶解炉集塵装置のダクト取替工事において、ダクト上に堆積していたアルミ粉が燃え、被災者が炎に包まれた。
	6	東近江	3-2	10月17日 (土)10:30	倒壊・ 崩壊	解体工 男 23	ガソリンスタンド解体工事において、ブロック塀が倒壊し、被災者が下敷きになった。
22	1	彦根	3-3	6月8日 (火)13:15	挟まれ	軽作業者 男 75	解体工事現場において、後退して来たドラッグショベルに下半身を轢かれた。
23	1	大津	3-2	1月17日 (月)14:00	倒壊・ 崩壊	土工 男 65	住宅の造成地において、土の深さを測量していたところ、擁壁が倒壊し、下敷きになった。
	2	東近江	3-2	6月8日 (水)10:30	墜落・ 転落	電工 男 54	改装工事現場において、電気配線作業を行っていたところ、高さ 3.5m の梁から墜落した。
	3	彦根	3-2	6月24日 (金)14:50	墜落・ 転落	大工 男 38	天井に取り付けるボルトを固定する作業を終え、脚立に乗り移ろうとしたところ、3.3m 下に墜落した。
	4	東近江	3-3	8月12日 (金)17:04	熱中症	軽作業者 男 21	生産設備の電気制御盤の改造作業において、熱中症で死亡した。
24	1	大津	3-1	2月7日 (火)14:00	おぼれ	技術者 男 49	泥上掘削機によるデモンストレーション中、掘削機が転覆し、水中に投げ出された。
	2	東近江	3-1	2月24日 (金)8:55	墜落・ 転落	橋梁工 男 67	橋梁上部工事において、つり足場の側面に設置されたブルートを引き上げようとして手すりを超えて墜落した。
	3	大津	3-2	6月6日 (水)9:40	挟まれ	土工 男 45	マンション建設現場において、アースカーのアウトリガーと車体との間に挟まれた。
	4	大津	3-2	11月6日 (火)11:05	墜落・ 転落	板金工 男 57	倉庫の建設現場において、屋根の据付工事中に、屋根の端から墜落した。

表4. 製造業、建設業以外の死亡災害の概要（平成20～24年）

年	番号	管轄	業種	発生日 曜日・時間	事故 の型	職種 性・年齢	発生状況
20	1	彦根	道路貨物 運送業	1月8日 (火)16:40	交通 事故	運転者 男 35	トラックで見通しが悪いカーブの国道を走行中、センターラインを越え正面衝突した。
	2	彦根	道路貨物 運送業	2月7日 (木)5:50	火災	運転者 男 62	高速道路を冷凍車で走行中、運転席から出火し、車両を路側帯に停車したが、車外に非難できず、シートベルトをしたままの状態焼死した。
	3	大津	その他の 事業	2月27日 (水)10:50	激突 され	技能職 男 31	車輪付き機械設備の運搬作業を手押しによって行っていたところ、通路の段差により設備が転倒、被災者の頭部が下敷きになった。
	4	彦根	倉庫業	4月25日 (金)18:29	挟まれ・巻き込まれ	運転者 男 45	フォークリフトの運転作業中、積載した荷がずれたため、運転を止め、運転席前方のマストの間から身を乗り出して荷を直していたが、操作レバーに身体が接触しマストが傾斜し、マストとヘッドガードとの間に挟まれた。
	5	大津	新聞販売 業	5月1日 (木)16:15	交通 事故	配達員 男 62	原動機付き自転車に乗り、新聞配達を行っていたところ、交差点で軽乗用車と出会い頭に衝突した。
	6	東近江	警備業	6月7日 (土)13:40	交通 事故	警備員 男 66	片側1車線を規制し、車両規制の両端に被災者ともう1名の警備員を配置し、交通誘導を行っていたところ、走行してきた乗用車にはねられた。
	7	東近江	警備業	7月23日 (水)10:05	挟まれ・巻き込まれ	警備員 男 59	道路舗装復旧工事現場において、一般車両の交通誘導作業中、ドラッグショベルの後方にいたところ、作業のため後退して来たドラッグショベルの下敷きになった。
21	1	彦根	その他の 商業	3月10日 (火)15:30	崩壊・ 倒壊	クレーン運 転者 男 52	コンクリートプラント解体工事現場において、移動式クレーンでサイロを吊り、支柱を抜いたところサイロが倒壊し運転席が下敷きになった。
	2	彦根	新聞販売 業	4月7日 (火)4:05	交通 事故	配達員 男 55	バイクにて新聞配達を行っていたところ、交差点上で4トントラックと衝突した。
	3	大津	道路貨物 運送業	5月22日 (金)2:15	交通 事故	運転者 男 61	4tトラックで建築資材の運送中、高速道路上でパンクしたため、路肩に停車し、修理を行っていたところ、大型トラックが接触した。
	4	大津	卸売業	6月25日 (木)8:15	交通 事故	技能者 男 66	構内運搬車を運転していたところ、何らかの原因で投げ出され、頭部を強打した。
	5	東近江	卸売業	7月3日 (金)14:40	挟まれ	技能者 男 66	油圧式圧縮機の内部に身を乗りだして古紙を入れていたところ、身体が起動スイッチに触れ、降下してきた型に挟まれた。
	6	彦根	その他の 事業	10月16日 (金)10:55	墜落	事務員 男 27	スレート屋根上で台風による建物損害保険の調査を行っていたところ、屋根を踏抜いて、5.9m下に墜落した。
	7	彦根	卸売業	11月30日 (月)9:20	交通 事故	管理者 男 56	本社から所属事業所へ向かい乗用車で走行していたところ、交差点でゴミ収集車と衝突した。
	8	大津	道路貨物 運送業	12月8日 (火)6:10	交通 事故	運転者 男 60	3tトラックで走行中、パーゲートが格納されていないことに気づき、路肩に停車して作業を行っていたところ、後続のトラックにはねられた。

年	番号	管轄	業種	発生日 曜日・時間	事故 の型	職種 性・年齢	発生状況
22	1	東近江	銀行業	1月26日 (火) 20:00	交通 事故	渉外員 男 29	渉外用務のため原動機付き自転車に乗って道路を走行中、農業用水路に転落した。
	2	大津	警備業	1月28日 (木) 2:15	交通 事故	警備員 男 21	道路改良工事現場において、工事現場につっこんできた4tトラックにはねられた。
	3	大津	新聞販売業	3月19日 (金) 4:45	交通 事故	配達員 女 60	自転車により新聞配達中、道路脇の水路に転落し、失神して溺死した。
	4	大津	道路貨物 運送業	4月4日 (日)18:05	交通 事故	運転者 男 62	国道を大型トラックで走行中、対向車線にはみ出し、大型トラックと正面衝突した。
	5	大津	新聞販売業	5月1日 (木)16:15	交通 事故	配達員 男 62	原動機付き自転車に乗り、新聞配達を行っていたところ、交差点で軽乗用車と出会い頭に衝突した。
	6	大津	飲食店	6月19日 (土)22:30	交通 事故	配達員 男 32	バイクで配達中、一旦停止したところ、後続の自動車に追突され、車線に飛び出し、走行してきた自動車に接触した。
	7	大津	社会福祉 施設	10月15日 (金)11:30	挟ま れ	技能者 男 68	古紙回収事業場で、古紙の積卸作業を行っていたところ、ショベルローダーに轢かれた。
23	1	大津	林業	3月28日 (月)12:00	激突 され	作業員 男 71	伐倒した木の玉切作業を行っていたところ、木が倒れ込み、下敷きになった。
	2	大津	新聞販売業	4月28日 (木)15:30	交通 事故	配達員 女 69	バイクにて新聞配達を行っていたところ、交差点でタンクローリーと出会い頭に衝突した。
	3	彦根	清掃業	5月18日 (水)15:10	挟ま れ	作業員 男 68	し尿の汲み取り作業中、上り坂に停車していた無人のバキュームカーが後退し、止めようとした被災者が転倒して轢かれた。
	4	東近江	その他の 商業	8月10日 (水)14:00	交通 事故	とび工 男 36	トラックで現場から自社の資材置き場へ移動中、トラックが電柱に衝突し、助手席の被災者が死亡した。
24	1	彦根	農業	2月29日 (水)17:45	挟ま れ	作業員 男 25	チェーンソーで立木を伐採中、伐倒木の裂け目に挟まれた。
	2	彦根	警備業	8月10日 (金)16:30	交通 事故	警備員 男 55	道路工事現場にて、片側交互通行規制中、走行してきたトラックを停止させようとして、そのトラックにはねられた。
	3	東近江	道路貨物 運送業	10月1日 (月)14:20	交通 事故	運転者 男 47	高速道路上で、車両故障のため路肩に停車し、車外で待機していたところ、後方から車が追突し、ガードレールとの間に挟まれた。
	4	東近江	道路貨物 運送業	11月1日 (木) 16:45	交通 事故	運転者 男 28	高速道路を走行していたところ、進路変更してきたトラックに追突されて横転し、ガードレールに激突した。
	5	東近江	産業廃棄 物処理業	12月4日 (火) 8:00	激突 され	運転者 男 39	事業場敷地内で保冷車のフロントガラスを拭いていたところ、背後から後退してきたトラッククレーンに激突された。

表5. 道路貨物運送業における災害発生状況（平成20年～23年）

[事故の型別]

	20年	21年	22年	23年	計
1 墜落・転落	39	35	30	33	137(23.7%)
2 転倒	25	21	20	28	94(16.3%)
3 激突	16	11	10	10	47( 8.1%)
4 飛来・落下	7	12	15	8	42( 7.3%)
5 崩壊・倒壊	11	3	6	4	24( 4.2%)
6 激突され	7	5	8	10	30( 5.2%)
7 はさまれ・巻き込まれ	23	11	21	14	69(11.9%)
8 切れ・こすれ	1	1	2	1	5( 0.9%)
11 高温・低温の物との接触	1	1	1	2	5( 0.9%)
17 交通事故	13	10	14	10	47( 8.1%)
19 動作の反動・無理な動作	27	13	16	13	69(11.9%)
その他	3	3	1	2	9( 1.6%)
合計	173	126	144	135	578( 100%)

\*網掛は、10%以上の比率を示す。

[職種別]

	20年	21年	22年	23年	計
運転手	131	101	108	116	456(78.9%)
構内作業員	41	20	32	17	110(19.0%)
事務員等	1	5	4	2	12( 2.1%)
合計	173	126	144	135	578( 100%)

\*網掛けは、最多の比率を示す（以下同じ）。

[発生場所別]

	20年	21年	22年	23年	計
自社構内	65	51	52	57	225(38.9%)
荷主先等構内	79	59	70	56	264(45.7%)
道路上・配達経路	29	16	22	22	89(15.4%)
合計	173	126	144	135	578( 100%)

[作業別]

	20年	21年	22年	23年	計
運転作業中	17	10	17	13	57( 9.9%)
荷に対する作業中	125	79	93	86	383(66.3%)
構内の移動中	21	11	18	17	67(11.6%)
車両・荷台の昇降中	10	26	16	19	71(12.3%)
合計	173	126	144	135	578( 100%)

表6. 商業における事故の型別災害発生状況（平成20年～23年）

	20年	21年	22年	23年	計
1 墜落・転落	15	17	20	15	67(9.6%)
2 転倒	49	59	51	50	209(30.1%)
3 激突	11	4	1	5	21(3.0%)
4 飛来・落下	8	12	8	8	36(5.2%)
5 崩壊・倒壊	-	5	7	1	13(1.9%)
6 激突され	6	7	10	6	29(4.2%)
7 はさまれ・巻き込まれ	18	4	14	9	45(6.5%)
8 切れ・こすれ	16	17	11	13	57(8.2%)
9 踏み抜き	1	1	-	-	2(0.3%)
11 高温・低温の物との接触	8	1	3	4	16(2.3%)
12 有害物との接触	-	-	1	1	2(0.3%)
17 交通事故	21	24	25	26	96(13.8%)
19 動作の反動無理な動作	25	17	19	30	91(13.1%)
その他	3	1	3	4	11(1.6%)
合計	181	169	173	172	695(100%)

\*網掛は、10%以上の比率を示す。

表7. 商業の業態別災害発生状況（平成20～23年）

	20年	21年	22年	23年	計
卸売業	14	15	11	11	51(7.3%)
小売業	145	135	140	139	559(80.4%)
内					
新聞販売業	27	26	26	28	107(15.4%)
食品スーパー	24	29	30	33	116(16.7%)
ショッピングセンター	32	28	37	29	126(18.1%)
ホームセンター	13	5	8	10	36(5.2%)
燃料販売業	4	8	5	4	21(3.0%)
その他の小売業	45	39	34	35	153(22.0%)
理美容業	2	0	3	3	8(1.2%)
その他の商業	20	19	19	19	77(11.1%)
合計	181	169	173	172	695(100%)

表 8. 商業における年代別・男女別災害発生状況（平成 20 年～23 年）

		20 年		21 年		22 年		23 年		計	
20 歳台 以下	男	24	41	14	21	14	28	16	28	68 (9.8%)	118 (17.0%)
	女	17		7		14		12		50 (7.2%)	
30 歳台	男	21	29	17	30	18	29	18	24	74 (10.6%)	112 (16.1%)
	女	8		13		11		6		38 (5.5%)	
40 歳台	男	16	39	14	25	10	29	12	33	52 (7.5%)	126 (18.6%)
	女	23		11		19		21		74 (10.6%)	
50 歳台	男	18	43	18	55	14	49	21	50	71 (10.2%)	197 (28.3%)
	女	25		37		35		29		126 (18.1%)	
60 歳台 以上	男	16	29	16	38	19	38	13	37	64 (9.2%)	142 (20.4%)
	女	13		22		19		24		78 (11.2%)	
計	男	95	181	79	169	75	173	80	172	329 (47.3%)	695 (100%)
	女	86		90		98		92		366 (52.7%)	

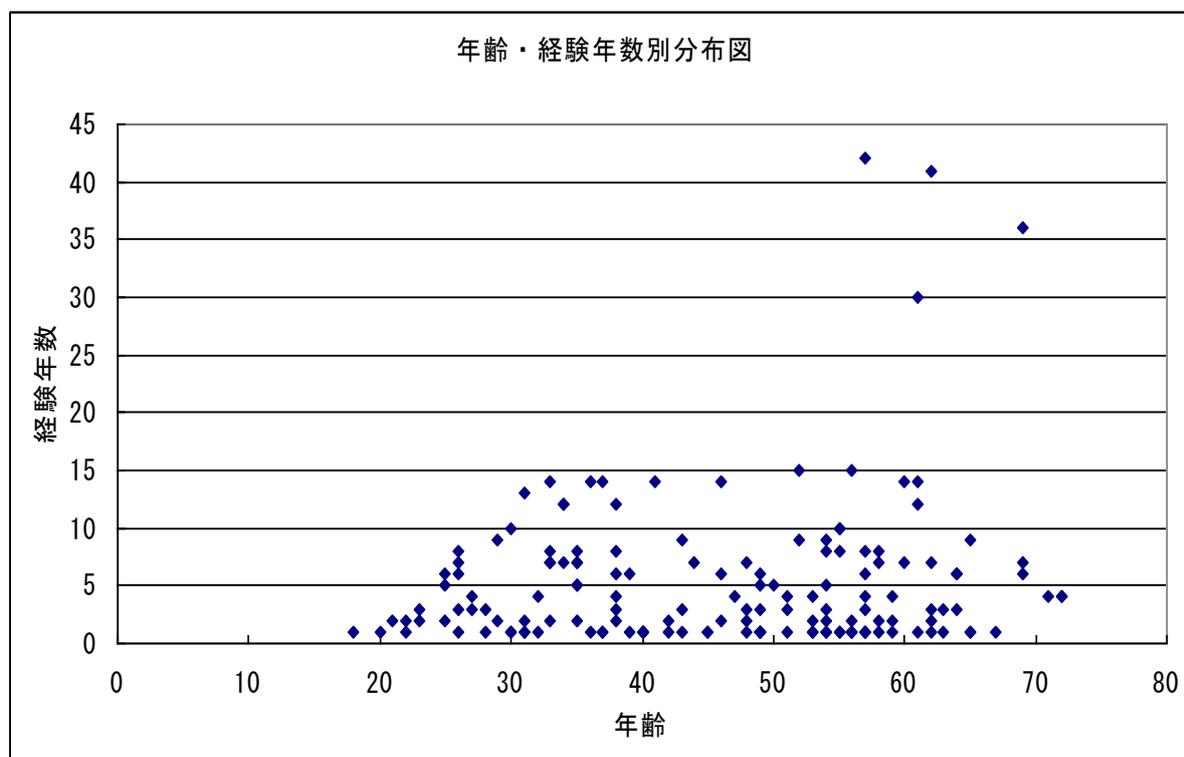
\*網掛は、10%以上の比率を示す。

表9. 社会福祉施設における事故の型別災害発生状況（平成20年～23年）

	20年	21年	22年	23年	計
1 墜落・転落	4	1	2	4	11( 3.4%)
2 転倒	16	17	14	22	69(21.2%)
3 激突	4	2	1	3	10( 3.1%)
4 飛来・落下	2	3	2	1	8( 2.5%)
6 激突され	1	4	3	1	9( 2.8%)
7 はさまれ・巻き込まれ	2	3	4	1	10( 3.1%)
8 切れ・こすれ	2	2	2	2	8( 2.5%)
11 高温・低温の物との接触	1	-	2	-	3( 0.9%)
12 有害物との接触	-	-	1	-	1( 0.3%)
17 交通事故	8	1	2	8	19( 5.8%)
19 動作の反動無理な動作	58	35	30	43	166(50.9%)
その他	3	2	5	2	12( 3.7%)
合計	101	70	68	87	326( 100%)

\*網掛は、10%以上の比率を示す。

図5. 社会福祉施設における年齢・経験年数別災害発生状況（平成23・24年）



\*平成23年・24年の災害155件について、被災者の年齢、経験年数を図に示したもの。

表 10. 接客娯楽業における事故の型別災害発生状況（平成20年～23年）

	20年	21年	22年	23年	計
1 墜落・転落	7	10	7	9	33(8.4%)
2 転倒	38	29	28	34	129(32.8%)
3 激突	3	1	4	2	10(2.5%)
4 飛来・落下	6	7	2	6	21(5.3%)
5 崩壊・倒壊	1	-	1	1	3(0.8%)
6 激突され	6	6	4	4	20(5.1%)
7 はさまれ・巻き込まれ	4	6	2	5	17(4.3%)
8 切れ・こすれ	13	10	13	14	50(12.7%)
9 踏み抜き	1	-	-	-	1(0.3%)
11 高温・低温の物との接触	5	8	8	14	35(8.9%)
12 有害物との接触	-	-	1	-	1(0.3%)
17 交通事故	2	3	6	2	13(3.3%)
19 動作の反動無理な動作	9	16	15	16	56(14.2%)
その他	2	-	1	-	3(0.8%)
分類不能	-	-	-	1	1(0.3%)
合計	97	96	92	108	393(100%)

\*網掛は、10%以上の比率を示す。

表 11. 接客娯楽業の業態別災害発生状況（平成20年～23年）

	20年	21年	22年	23年	計
旅館業	11	20	11	7	49(12.5%)
飲食店	49	37	45	57	188(47.8%)
ゴルフ場	24	27	28	32	111(28.2%)
その他	13	12	8	12	45(11.5%)
合計	97	96	92	108	393(100%)

図6. 定期健康診断における有所見率の推移 (%)

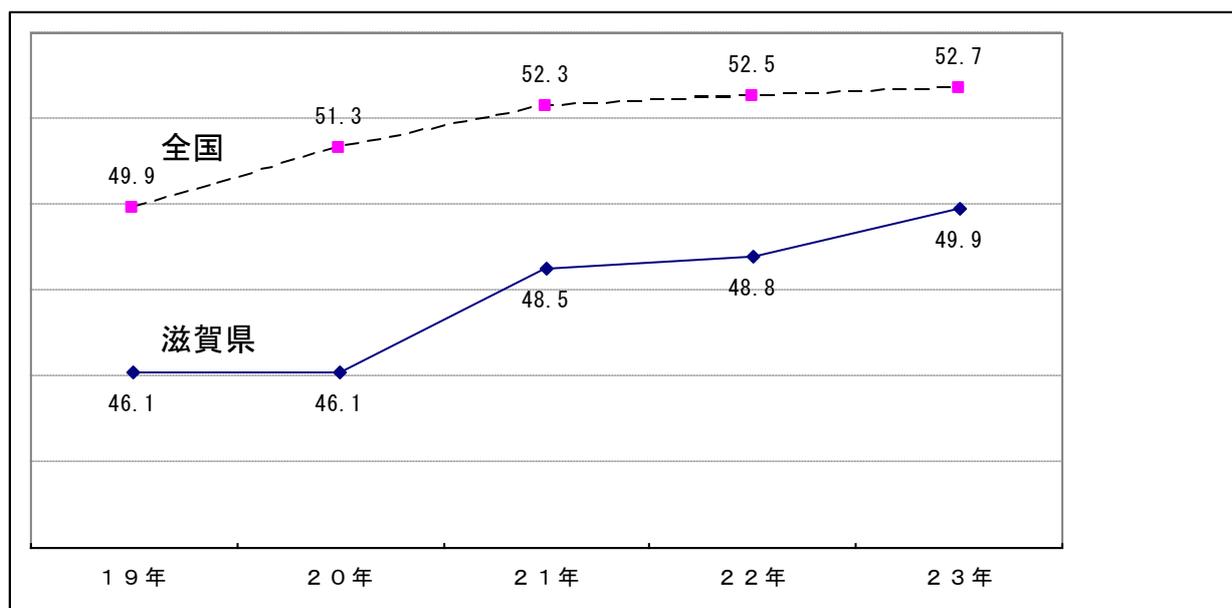
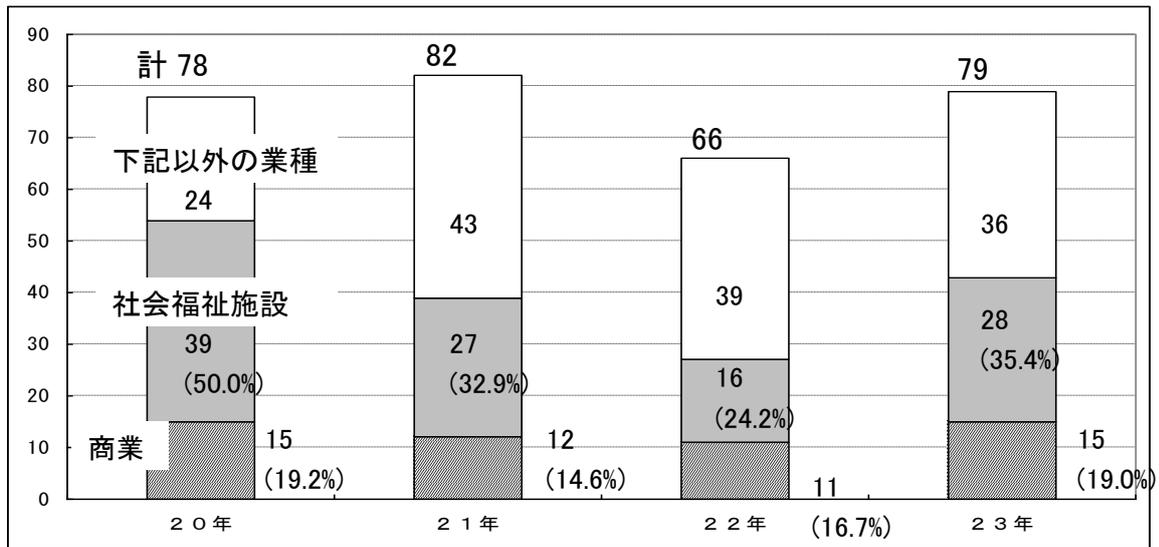


表12. 業務上疾病発生状況 (平成19~23年)

		19年	20年	21年	22年	23年
内	総数	124	128	108	97	124
	腰痛	82 (66.1%)	78 (60.9%)	82 (75.9%)	66 (68.0%)	79 (63.7%)
	じん肺	5	8	5	3	2
	振動	1	2	0	0	3
	その他	36	40	18	28	40

\* ( ) 内は全体に占める割合を示す。

図7. 腰痛発生状況（平成20～23年）



\* ( ) 内は全体に占める割合を示す。

表13. 熱中症発生状況（平成20年～24年）

	20年	21年	22年	23年	24年	計
製造業	1	1	4	4	-	10
建設業	(1)2	(1)1	1	(1)5	-	(3)9
運輸業	1	-	2	1	-	4
上記以外	-	-	-	2	2	4
計	(1)4	(1)2	7	(1)12	2	(3)27

\* ( ) 内は死亡者で、内数。